

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

【洪水：ハザードマップ】

小山市の洪水ハザードマップによると、当所が立地する市街地地域には河川の氾濫による浸水被害は想定されていないが、思川・姿川沿いよりも西の地区においては広く浸水被害が起こり、特に南西部においては5メートルを超えると想定されている。また、市東部においても西仁連川沿いの他、鬼怒川と田川の周辺では5メートル未満の浸水被害が起こると想定されている。一部には、河岸侵食や氾濫流による家屋倒壊を想定している地区も含まれている。商工業者へのリスクとしては、建物修繕や設備更新など復旧費用の高額化や主要道路の冠水による産業全体の低迷がリスクとして想定される。

【土砂災害：ハザードマップ】

小山市の土砂災害ハザードマップによると、思川左岸沿いの急傾斜地において、土砂災害警戒区域が8箇所（5箇所が特別警戒区域）点在しており、当所管内では、神鳥谷神明町地区の思川左岸堤防約500メートルの区間に地滑り等の土砂災害の恐れのあるエリアとなっている。商工業者へのリスクとしては、周辺道路の寸断による物流の停滞や顧客の往来が不可能になる事が想定される。

【地震：地震ハザードステーション等】

国立研究開発法人防災科学技術研究所の「地震ハザードステーション (J-SHIS)」によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で市東部と北西部を除いた地域で26%～100%と高い確率で発生するとされている。また、小山市防災ガイドブックによると、関東平野北西縁断層で地震が起こった場合、市内は最大震度6強が想定されている。商工業者のリスクとしては、電気・ガス・水道の遮断が発生した場合、復旧まで数日から数週間を要し、製造ラインの停止や飲食店などで調理不可や衛生管理が困難となる事が想定される。

【その他】

小山市の気候は、やや内陸性を帯びた太平洋側気候を示し、おおむね温暖で住みよい気候であるが、近年の急激な気象変化により6月から9月にかけて梅雨前線や台風等の影響で集中的に雨が降ることがあり、河川の増水等に十分警戒する必要がある。

実際に、平成27年9月の関東・東北豪雨において、市全域で床上、床下計1525棟が浸水し、市内を流れる豊穂川、柚井木川流域は特に甚大な被害に見舞われている。また、令和元年10月に台風第19号が発生し、市全域において546棟が床上、床下浸水の被害を被っている。

また、集中豪雨による建物の浸水や道路冠水等の内水氾濫の発生、降雹や突風による建物の

損壊、倒木等の発生など大きな被害が出ていることから、十分警戒する必要がある。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返しており、また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、感染症が拡大した場合に以下のリスクが想定される。

- ・ 宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛等により会員事業所の売上が急減し資金繰りが悪化する。
- ・ 工業団地をはじめとする製造業や建設業の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止・生産調整せざるを得なくなる。
- ・ 卸売・小売業において、物流の停滞により輸送量の減少や入荷の大幅な遅れが発生する。
- ・ 市内従業員が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校が休校となり子供の世話が必要となった場合、事業者の従業員が出勤できなくなる。

【サイバー攻撃】

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

(2) 域内の商工業者の状況

当市の商工業者数は、6,613人。従業員数は80,262人(2021年6月現在)となっている。3商工会が併存し、当所管内の商工業者数は以下の通りとなる。

- ・ 商工業者数 3,962人
- ・ 小規模事業者数 2,825人

(内訳)

(令和3年経済センサス調べ)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
製造業(建設業含む)	526	453	主に市街地に分布
卸・小売業	1,014	562	市内に広く分散
飲食・サービス業	1,995	1,531	飲食は市街地に分布
その他	427	279	金融、教育、福祉等
事業所数 合計	3,962	2,825	

(3) これまでの取組

1) 小山市の取組

- ・ 災害対策の基本的事項を定めた「小山市地域防災計画」の策定

- ・「小山市防災ガイドブック（洪水・土砂災害ハザードマップ）」の作成・配布
- ・小山市総合防災訓練と小山市水防訓練の隔年実施
- ・同報系防災行政無線、安全安心情報メール、各種SNS、防災ポータル、ケーブルテレビ、コミュニティFMを活用した迅速な情報提供
- ・災害時の指定避難所開設・運営
- ・防災ラジオ購入補助（75歳以上のみの世帯）制度、災害時協力井戸登録制度
- ・公的備蓄（食料、飲料水、防災資機材等）の推進
- ・自治体、企業、団体等との災害時応援協定の締結

2) 小山商工会議所の取組

- ・自然災害発生時に被災した地域の会員企業を連絡・訪問し被災状況を確認し行政等に報告
- ・事業者BCPに関する国の施策周知
- ・日本商工会議所が運営するビジネス総合保険の周知促進
- ・防災備品（ヘルメット、非常食、飲料水、懐中電灯、救急道具等）の備蓄
- ・定期的に全職員で消防・避難訓練、消火器操作訓練を実施

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（令和6年度）

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 4件
- ・会報誌へ事業継続力強化計画の周知チラシ折込 1回
- ・事業者BCP普及啓発セミナーの開催 1回
- ・事業所BCP策定・見直しに係る指導 4件
- ・事業者BCP支援者向け研修 1回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2 本計画の策定及び実施にあたっての課題と対策

【課題】

- ・市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ・2011年の東日本大震災では、最大震度5強の地震が発生し直接的・間接的な被害を受け、事業所の防災意識が高まってきたが、時間の経過と共に「100年に1度の大地震だからしばらくは大丈夫」という意識が根強くなり、具体的なリスク対策が十分に取られていない。
- ・近年の台風による豪雨災害では、思川よりも西の美田地区をはじめ、小山地区、大谷地区、間々田地区、桑絹地区など、ほぼ市内全域で被害が発生している中、市街地に立地する事業者の多くは水害による危機意識が低い状況である。
- ・事業者へのリスク対応の啓蒙を継続的に行う仕組みが必要である。

【対策】

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ・災害対策に関するセミナーや個別相談会等を開催し防災意識の高揚を図る。
- ・小規模事業者に対する事業継続力強化計画やBCPの策定支援を強化することで災害発生時の対応力を上げる。
- ・災害発生時に迅速な支援と意識づけが行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築し、訓練を行う。
- ・管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

3. 目標

- ・管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・市内の主要産業である製造業が多く集積する10カ所の工業団地の各地区を面的に支援しサプライヤーや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続強化に繋げる。
- ・支援においては、事業者BCPの策定支援に加え災害時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①年10者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ②サプライチェーン機能維持のため「パートナーシップ構築宣言」を事業者20者へ支援する。
- ③損害保険加入の取組を20者に対し行う。
- ④上記目標達成のため、年2回セミナー、研修会を開催する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治会等と連携し、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・経営指導員による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業継続や復旧への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当所会報誌「未来」や市広報、ホームページ、メールマガジンやSNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、保険制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・関東経済産業局HP掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

(HP:https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html)

- ・計画策定にあたっては経営指導員がサポートを行い、専門的見地が必要な場合には、公的専門家派遣制度を活用して課題解決にあたる。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。
- ・事業者BCP策定支援研修（職員）
職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向け事業者BCPの作成などのスキルを習得する。
- ・事業者BCP策定セミナー（小規模事業者）
自社のリスク情報取得のほか、専門家講師による、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型の事業者BCPの策定セミナーを実施する。
- ・個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後の事業者BCP策定のアドバイス支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行う。

(3) フォローアップ

- ・小山市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業(専門家派遣)を紹介する。
(HP: <https://jigyokei-jikkoseikojou.jp/>)
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練(被災からのシュミレーション含む)・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

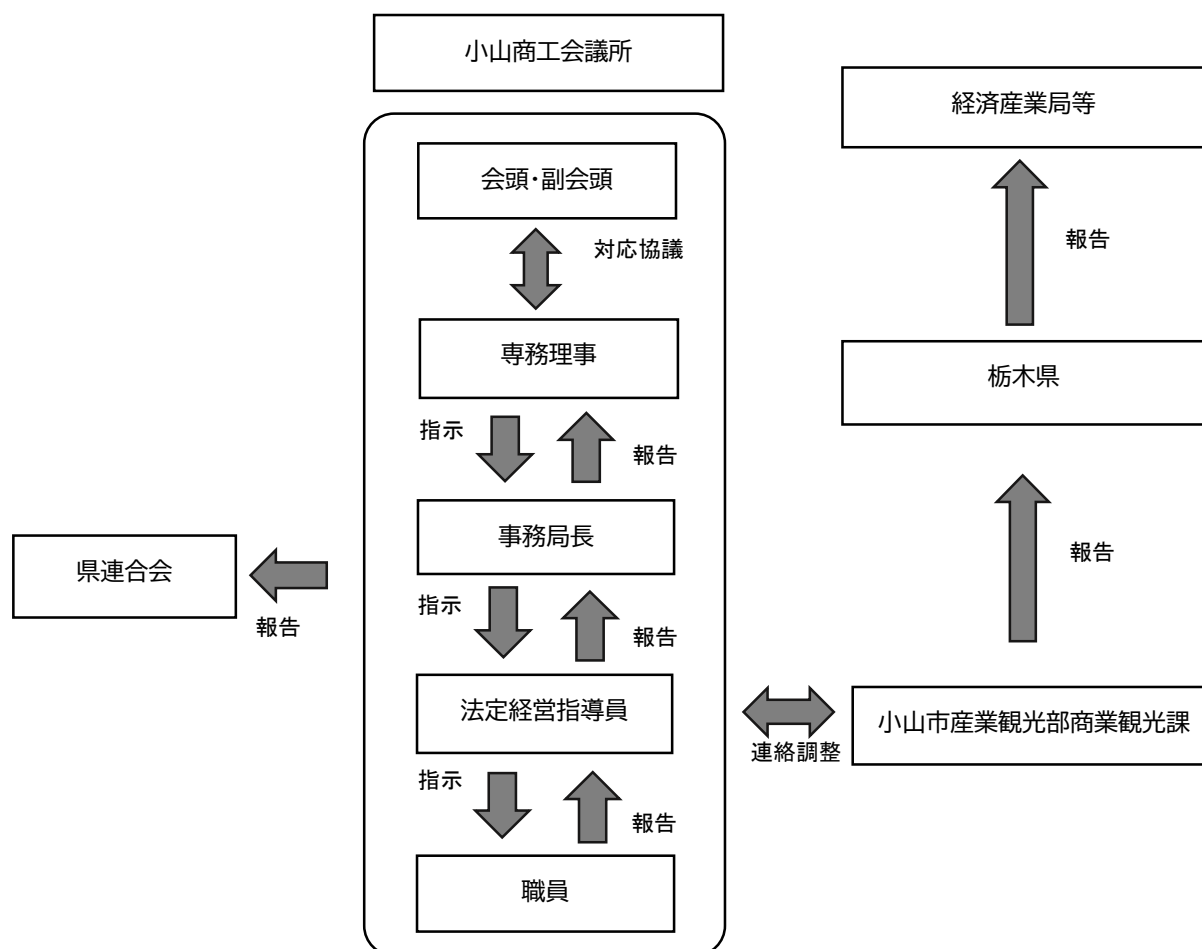
- ・事業継続力強化計画策定に関して専門知識・経営が豊富な東京海上日動火災保険株式会社と連携協定を結び、管内小規模事業者向けの「事業継続力強化計画策定セミナー」や個別相談会を開催する。その際に、合わせて災害に備えた損害保険の紹介も行う。
- ・栃木・小山・真岡地域中小企業支援ネットワークにて連携する支援機関の職員に対し、事業継続力強化計画策定に関する研修会を開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・自然災害(例:令和元年台風第19号・東日本大震災等と同規模)が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う。(具体的な訓練については必要に応じて恒常的に実施)

3 リスク発生時における指揮命令系統・連携体制

- ・リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制は下記の通りとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。尚、大規模災害発生の目安は以下の通り。

- ・風水害：特別警報等が小山市に発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・「職員の行動基準」に基づく、各職員の自発的行動により安否報告を以下の通り周知徹

底する。また、職員の家族の安否については各職員からの報告を基本とする。

○事業所内、巡回業務、休暇など事業所外の職員の把握

○職員からの報告、連絡、情報端末からのメッセージ機能、SNS などによる確認

○災害用伝言ダイヤル（SNS など）の活用

- ・法定指導員は安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を、発災後1時間以内に小山市に報告し情報共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・商工会議所において被害状況や被害規模を把握して、2日以内に小山市へ状況報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。
- ・当所は、被害状況を把握するため巡回・FAX・電話等により、被災した事業所の所在地、業種、従業員数、被害額、被害状況を収集する。なお、職員の生命に危機がおよぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。

3) 被害情報の共有

- ・本計画により、当所と小山市は以下の間隔で被害情報を共有する。なお、情報共有は別紙様式で行う。

発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ～ 1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害状況の報告

- ・当所と小山市で情報を共有した上で、小山市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会議所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお、報告は3)と同様の様式で行う。

(被害状況の確認事項)

項目	内容
事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
従業員	全体人数と負傷者等
被害額（千円）	建物、機械設備、製品その他
被害状況	・建物の状況（全壊、半全壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※尚、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、小山市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・小山市は、来庁又は問合せを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、感染状況を把握するため、巡回・FAX・電話等により感染者した事業所の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、市と当所とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・小山市と協議の上、災害等に対する相談窓口の開設を行う。
- ・国や日本商工会議所の方針に従い特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を開設する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認し事業継続可能性を探る。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受けられる場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

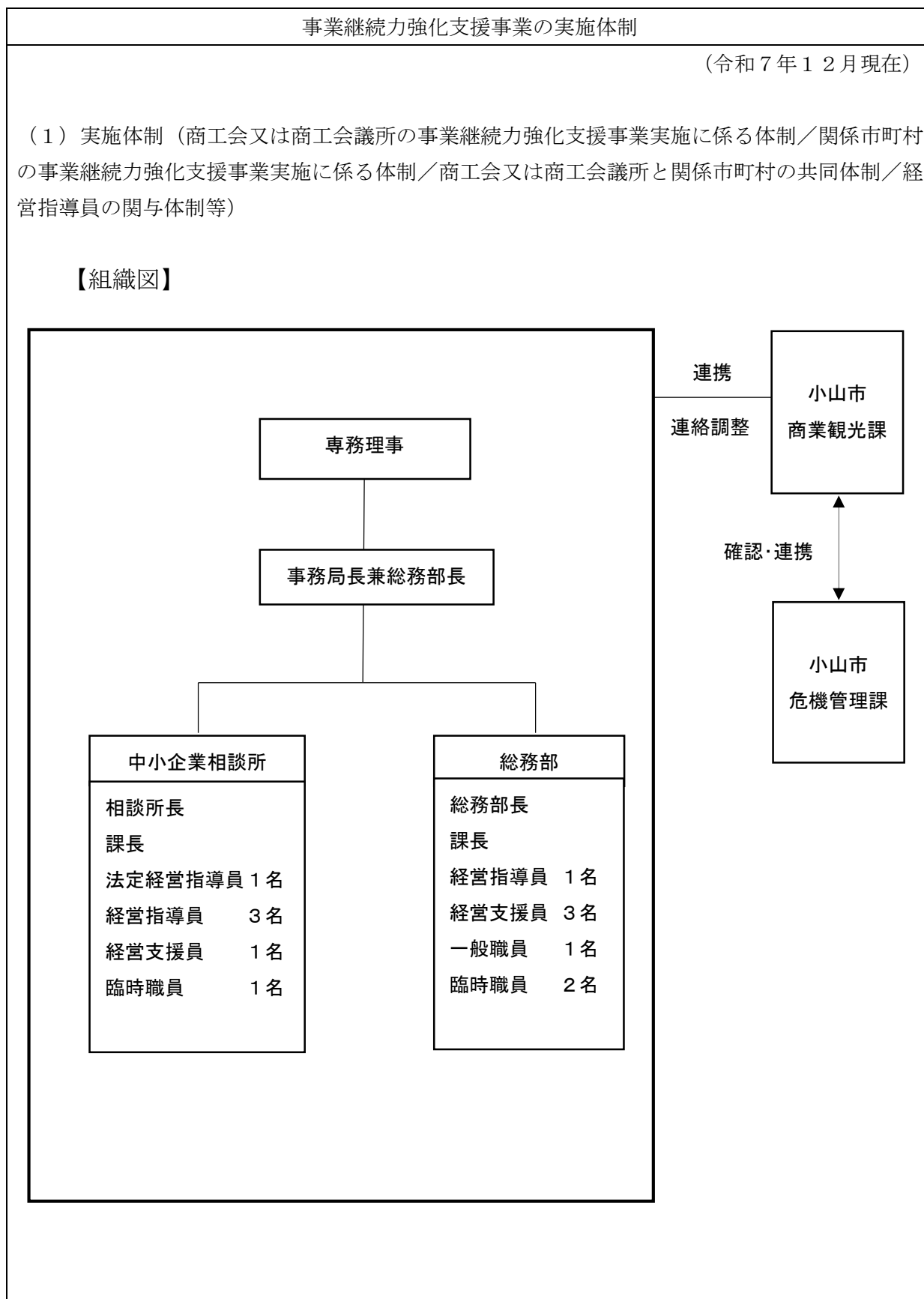
- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、市町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



①栃木県及び関係市町との連携体制

- ・当所、本市が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、打合せを開催する。
- ・また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員4名、支援員4名、一般職員1名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる東京海上日動火災保険株式会社の専門家による、個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員4名、支援員4名、一般職員1名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握、検証した実施状況を当所と本市で年1回、打合せを開催し、評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当所職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先

- ・経営指導員 酒寄浩行（連絡先は後述（3）①参照）

②法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

小山商工会議所 中小企業相談所

〒323-0807 栃木県小山市城東1丁目6番36号

TEL : 0285-22-0253 / FAX : 0285-22-0245

E-mail info@oyama-cci.or.jp

②関係市町

小山市 産業観光部 商業観光課 商業振興係

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

TEL : 0285-22-9275 / FAX : 0285-22-9685

E-mail d-kankou@city.oyama.tochigi.jp

4 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

②一般社団法人栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号

TEL : 028-637-3725 / FAX : 028-632-9092

E-mail info@ftcci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じる場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ 広報費	100	100	100	100	100
・ 感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、小山市補助金、栃木県補助金 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社栃木支店小山支社 支社長 升田大輔 〒323-0022 栃木県小山市駅東通り 2 丁目 3 7 番 3 号三共小山ビル 6 階 電話：0285-21-1569 FAX：0285-22-1999
連携して実施する事業の内容
①事業者BCP策定セミナーの開催 ②事業者BCP関連の損害保険の周知 ③事業者BCP策定の支援 ④公的支援施策の周知
連携して事業を実施する者の役割
①策定セミナーの企画・運営・講師の派遣、周知 ②損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ③事業者BCP策定に関する専門家個別相談 ④小規模事業者役に役立つ施設等の最新情報の提供
連携体制図等